

議案第41号

さいたま市与野郷土資料館整備基金条例を廃止する条例の制定について
さいたま市与野郷土資料館整備基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市与野郷土資料館整備基金条例を廃止する条例

さいたま市与野郷土資料館整備基金条例（平成13年さいたま市条例第88号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和2年3月27日から施行する。